

広島県都市計画制度運用方針及び広島県都市計画区域マスタープラン改訂業務委託
特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、広島県都市計画制度運用方針及び広島県都市計画区域マスタープラン改訂業務委託に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・設計業務等共通仕様書（平成30年8月）広島県
 - ・その他関連図書

第2節 管理技術者及び照査技術者

- 1 受注者は、直近10年間に都市計画区域マスタープラン改訂業務の実績を有する適格な管理技術者及び照査技術者を配置すること。
- 2 業務分野別金額（当該委託業務の契約金額に当該委託業務を構成する業務分野の構成比率を乗じて得た額。以下同じ。）が500万円以上の業務分野の管理技術者が、他の業務分野の管理技術者を兼務しようとする場合（異動等による場合を含む。）の取扱は、当該業務と密接に関連する業務又はプロポーザル方式により発注した業務を兼務する場合を除き、原則として次のとおりとする。
 - (1) 業務分野別金額が2,500万円以上の業務分野の管理技術者は、専任で配置することとする。
 - (2) 業務分野別金額が500万円以上2,500万円未満の業務分野の管理技術者は、当該業務分野の外に5件以上の業務分野の管理技術者を兼務してはならない。
 - (3) 当該業務分野の管理技術者が技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士である場合は、上記(1)及び(2)にかかわらず、当該業務分野の外に10件以上又は業務分野別金額の総額が4億円を超える業務分野の管理技術者を兼務してはならない。

第3節 電子納品について

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「広島県電子納品実施要領」に基づき調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品を行うことをいう。

第2章 業務内容

第1節 業務目的

1 広島県都市計画制度運用方針改訂業務

本県では、平成14年度に「広島県都市計画制度運用方針」（以下、「運用方針」とする。）を策定し、同方針に沿って本県の都市計画制度の運用や市町の都市計画制度運用の支援などを進めてきた。しかしながら策定後15年以上が経過し、その間に、都市計画に関する法制度の改訂や社会経済情勢の変化などの都市計画制度を取り巻く状況が大きく変化している。

このため、現在の都市計画制度にかかわる様々な情勢に的確に対応できるよう、「運用方針」を平成31年下半期に改訂することを目的とする。

（現行の運用方針については、以下を参照のこと。）

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/105/1171352265730.html>

2 広島県都市計画区域マスタープラン改訂業務

都市計画法第6条の2に基づき平成23年に策定した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について、令和2年に改訂時期を迎えるため、昨今の社会情勢の変化を踏まえた原案を作成することを目的とする。

なお、原案は構成都市計画区域の内容を踏まえて、広島圏域・備後圏域・備北圏域ごとに作成することを想定している。ただし、各都市計画区域の市街地像並びに区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針については、都市計画区域ごとに作成する。

（現行の都市計画区域マスタープランについては、以下を参照のこと。）

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/231/1305005291080.html>

第2節 業務対象区域

県全域を業務対象区域とする。

第3節 業務内容

1 広島県都市計画制度運用方針改訂業務

（1）計画準備

業務実施にあたり、業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案し、業務計画を作成する。

（2）運用方針の作成

平成30年度に作成した素案について、審議会等により出た意見を整理し、対応案の検討を行い、必要に応じて素案を修正するとともに、内容に関する不備や不

足等について確認を行い、運用方針とその根拠を示すための答申を作成する。

(3) 審議会等の資料作成

運用方針の見直しの検討に際して開催する、都市計画審議会、市町担当者会議に際して必要となる資料の原稿を作成する。なお、会議等の開催運営等は発注者が実施し、開催結果を受注者に指示する。

審議会等の開催回数は以下を見込んでいる。

○都市計画審議会関係 1回

○市町担当者会議 1回

(4) 運用方針の概要版（リーフレット）の作成

運用方針の概要版リーフレット（A4、8頁程度、コート紙 90 kg、観音折り）を作成し、必要となる部数の印刷を行う。（500部）

市町用については、直接市町へ納品する。

※リーフレットについて

県庁関係課用 約 40部

市町用 約 460部（23市町×20部）

2 広島県都市計画区域マスタープラン改訂業務

(1) 計画準備

業務実施にあたり、業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案し、業務計画を作成する。

(2) 広島県都市計画区域マスタープラン（原案）の作成

平成30年度に作成した素案について、関係機関との協議等により出た意見を整理し、対応案の検討を行う。また、必要に応じて素案を修正し、パブリックコメントの実施を前提とした広島県都市計画区域マスタープラン（原案）を作成する。

(3) 関係機関協議資料の作成

都市計画区域マスタープランの作成にあたって、都市計画審議会への報告、庁内関連部署、国及び関係市町との協議・調整に必要な資料の原稿を作成する。なお、会議等の開催運営等は発注者が実施し、開催結果を受注者に指示する。

各種会議等の開催回数は以下を見込んでいる。

○都市計画審議会 3回

○圏域内調整会議 3回

○県庁内調整会議 3回

○国との協議 1回

第4節 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、初回、中間2回、成果品納品時の合計4回を見込んでいる。

第5節 成果品

成果品は業務内容別に作成するものとし、以下のとおりとする。

業務報告書	A4版簡易ファイル製本	2部
電子データ	DVD等	2部

第6節 業務履行期間

契約締結日から令和2年3月20日まで